

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法令番号	平成7年法律第123号
手続名	建築物の地震に対する安全性に係る認定	根拠条項	第22条第2項

審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成25年国土交通省告示第1062号）</li> </ul>			

受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	標準処理期間	30日	目次 No.	
						標準経由期間	日		